

平成26年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成26年11月21日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙美郷クリーンセンター第1会議室に招集した。

1. 平成26年11月21日(金)午後3時30分 開会

1. 平成26年11月21日(金)午後4時25分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1番 橋村 誠	2番 高橋敏英	3番 青柳宗五郎	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	7番 阿部則比古	8番 伊藤福章
9番 大野忠夫	10番 鎌田 正	11番 安藤 武	12番 澁谷俊二
13番 大山利吉	14番 佐藤文字	15番 八柳良太郎	16番 熊谷隆一

計 16名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 遅刻した議員は次のとおりである。

計 0名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己	
副管理者 元吉峯夫	監査委員 坂本昇一	消防長 三浦肇	事務局長 堂本義則
消防次長 菅原一男	大曲消防署長 荒川康紀	角館消防署長 齋藤榮二	
消防本部総務課長 森川正明	介護保険事務所長 藤井直樹	管理課長 伊藤忠彦	
介護保険事務所副参事 久米正	管理課主査 九島芳謙	管理課主席主査 奈良ルミ子	

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

(1) 議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

(3) 議案第20号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)

(4) 議案第21号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)

(5) 議案第22号 平成25年度決算の認定について

議 長

(橋村誠君)

これより平成26年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集の挨拶があります。

管理者

(栗林次美君)

はい。

本日、平成26年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案2件、補正予算2件及び平成25年度決算認定1件の合計5件であります。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますが、よろしくご審議のうえ、ご承認並びに認定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況並びに本年度主要事業の進捗状況についてご報告させていただきたいと存じますが、その前に、消防職員の不祥事に対するお詫びと介護保険事業所の行政処分についてご報告させていただきます。

はじめに、去る7月21日早朝に「酒気帯び運転」で検挙された消防士につきましては、議員の皆様をはじめ、圏域住民の皆様並びに関係各位に対し、多大なご迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫びを申し上げます。

本人は、秋田県消防学校初任科教育に入校中で、6カ月間の条件付採用期間中であつたことから地方公務員法並びに当組合条例の規定に基づき、「懲戒免職処分」としております。また、管理監督責任をとり、消防長以下幹部職員3名を訓告及び嚴重注意処分としております。

今後は二度と、このようなことがないように、職員の指導・教育を徹底してまいりますので、引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、10月10日に西分署において行われた訓練に参加する消防職員が、大仙市南外地内において、前方不注意から対向車線にはみ出し、南外衛生社のバキュームカーと右側面を接触させる事故を起こしております。相手方車両の危険回避により、重大な事故にはならなかったものの、相手方に多大な損害を与えたことから、本人を「嚴重注意処分」とし、今後は徹底して安全運転を心がけ職務にあたるよう注意しております。

次に、当組合が指定権者である「指定地域密着型サービス事業者」について、初めてとなる行政処分を行っております。処分を受けた事業所は、大仙市大曲地内にあります「おうようかん介護センター」であります。処分の対象となる行為は「虚偽の答弁」と「運営基準違反」であり、平成26年9月1日から11月30日までの3カ月間、新規利用者の受入を停止しております。

次に、秋田県が指定権者である仙北市田沢湖地内にあります「特定非営利活動法人NPOののほな」が経営する訪問介護事業所は、9月5日付けで指定取消の処分を受けております。処分の対象となる行為は「実態のないサービス提供」や「ヘルパーが

「同一時間帯に2人以上の利用者にサービスを提供した」というものであります。利用者は既に外の事業所のサービスを受けるなどして、介護サービスは滞ることなく継続されております。

介護報酬の不正請求に関しては返還手続きを行っており、不正請求の金額及び件数につきましては、お手元に資料を配付しておりますので、後程ご覧になっていただきたいと存じます。

県が過去に行った行政処分は全て当広域圏域内であり、誠に残念なことであります。介護保険事務所では、管内の事業所に対して法令遵守の徹底を通知したほか、経営者・管理者等に対して経営上のモラルや適切な事務処理等について各種研修会を通じて、再発防止に努めております。

それでは、本年度主要事業の報告をいたします。

はじめに、消防関係についてであります。

去る6月30日開催の議会臨時会において議決をいただきました車両の更新についてであります。中仙分署配備の高規格準拠救急自動車につきましては、11月10日に納車となり運用を開始しております。また、大曲消防署配備の救助工作車につきましては、3月中に納車予定となっております。

次に、5月7日から運用を開始している救急ワークステーションについてですが、6カ月間の試行運用が終了し、11月10日から本格運用を開始しております。試行期間中における大曲厚生医療センターからの救急自動車の出動件数は、170件となっております。また、救急救命士に義務づけられている病院実習は、一日約4件行われており、医師の指導のもと、救急処置に関する実習を行い、患者への処置や対応に関しても検証をしていただき、派遣救急隊全体の救急処置技術の向上が図られております。

次に、来年度採用の消防職員についてですが、上級職は7月27日に、初級職は9月21日に1次試験を実施し、2次試験を上級職は8月27日・28日に、初級職は10月23日・24日の両日にそれぞれ実施しております。最終合格者は、上級職は9月12日に、初級職は11月7日に発表しております。来年度採用候補者の登録者数は、上級職5名、初級職8名、初級救命2名の合計15名であり、出身市町別では、大仙市8名、仙北市5名、秋田県内2名となっております。

次に、8月27日に広島で開催予定でありました全国消防救助技術大会につきましては、当消防本部から東北支部大会を勝ち抜いた5名の救助隊員が「引上救助」の部に出場予定でありましたが、8月20日に広島市で発生した土石流災害の対応のため、大会が中止となっております。

次に、斎場関係についてであります。

法改正により義務づけられた高精度液面計設置工事につきましては、9月上旬に北部斎場灯油地下タンクに、金額113万4千円で工事を行っております。

また、同じく北部斎場の経年劣化した屋根の全面張り替え工事につきましては、9月25日に仙北市内の建築一式工事格付けA等級の3社による指名競争入札を執行し、株式会社瀧神巧業と448万2千円で契約を締結しております。工期は11月3

0日までとしておりますが、作業は既に完了しております。

次に、新火葬場建設工事についてであります。これまでに業者との打合せを13回実施しており、設備関係の収まり等の確認や内外装の材質や色調等の選定を行っております。現在は主に躯体のコンクリート工事が行われておりますが、10月時点で当初の計画工程から約4週間の遅れが発生しており、業者から10月28日付けで工期延長願いが出されております。工期延長の理由としましては、工事開始当初の土工事において想定以上に硬質な地盤の掘削工事に10日程の遅れが発生したこと、また躯体工事において職人不足が重なり、県内外へ声かけしたものの未だ震災復興事業の影響による東北管内の全体的な労働力不足により人員の補充ができなかったこと等から、10月時点で約1カ月の遅れが発生したものであります。これにより、今後の外構工事の施工時期が冬季となれば、例年の気象状況や降雪量を考慮すると悪条件下での施工となるため、工事内容の施工面や品質面を考慮し、完成工期を平成27年3月20日から4月30日まで41日間延長したいと請求があったもので、これを了承しております。これに伴って、建設工事に係る工事監理業務委託、設計監理業務委託の履行期間及び火葬炉設備工事の工期についても延長のための手続を行っております。

工事完成後には完成検査、備品類の搬入、設備の技術習得等に時間を要するため、竣工式を5月下旬に開催し、供用開始は平成27年6月1日を目処に準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、お手元に配付しております写真は、10月末時点の工事進捗状況であります。後程ご覧になっていただきたいと思っております。

次に、介護保険関係についてであります。

平成26年8月分データによる管内65歳以上の第1号被保険者は、4万6千87人であり、要介護認定者は9千809人、サービス利用者は8千197人、給付額は約12億3千800万円となっており、前年同月比で給付額は約4千400万円、率にして3.7%増加しております。増加の主な要因はショートステイ利用者の増によるものであり、増加分の約60%を占める2千600万円となっております。

次に、介護保険制度の改正についてであります。

本年6月18日、医療法と介護保険法の改正を一体化した「地域における医療・介護総合確保推進法」が成立し、これに伴い介護保険制度は平成27年度から改正されることとなります。今回の改正は、医療・介護等の連携のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができることを目指す「地域包括ケアシステム」という考えに基づく介護サービスや日常生活支援体制の整備充実及び費用負担の公平化などを目的としております。

改正される主なものは、社会保障と税の一体改革の中で、低所得者には、より一層の保険料の軽減を図るほか、一定以上の収入のある方々のサービス利用料を現在の1割負担から2割負担に引上げ、加えて施設利用の際の居住費や食費の軽減基準を強化し、特別養護老人ホーム利用の入所基準を原則要介護3以上にするなどの内容となっております。

次に、第6期介護保険事業計画策定についてであります。

9月1日付けで第6期介護保険事業計画策定委員を18名任命し、第1回目の策定委員会を9月5日に開催、事業計画の趣旨、事業状況報告、制度改正案などについてご意見をいただいております。

この後、第6期介護保険料額が決定される平成27年第1回の組合議会定例会に向けて、特別養護老人ホームやグループホームなどの施設整備計画や低所得者対策、地域支援事業においては新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始時期等について構成市町と協議を重ね、12月と来年1月に策定委員会を開催し、ご意見ご助言をいただきながら、最終調整をする予定で進めてまいります。

最後に、社会福祉法人水交会関係についてであります。

平成25年4月に当組合から水交会へ事業移管した「かわ舟の里角間川」ですが、築33年が経過し、施設の老朽化が著しいことから、改築事業を進めることで皆様にはご説明しております。

大仙市の遊休地である旧市立大曲病院跡地への建設が可能かどうか、去る7月17日と9月12日に住民説明会を行っておりますが、アクセス道路の拡幅に伴う地権者の同意や近隣住民の方々の理解や協力を得ることが難しいと判断し、病院跡地への移転計画を断念いたしました。

現在グラウンドとして使用している現施設の隣接地は、軟弱地盤を心配しておりましたが、現施設建設時の地盤調査報告書や専門業者の現地踏査と意見を伺った結果、比較的安定した状況であり、地盤沈下対策を十分にとることで建設が可能であるとの感触を得ましたので、これまでと同様、町内会等との良好な協力関係が継続でき、また、特別養護老人ホームなど福祉関係施設との連携も保てることから、隣接地への改築を決定したところであります。

今後は、平成29年度の建築工事に向けて、当組合としてもサポートしていきたいと考えております。

以上、主要事業の進捗状況並びに諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。

議長 (橋村誠君)

これより本日の会議を開きます。

出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は「日程第1号」をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、14番 佐藤文子君、15番 八柳良太郎君、16番 熊谷隆一君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議長報告」

「平成26年度例月出納検査結果報告書」が監査委員から提出されましたので、これを別添お手元に配付のとおり報告いたします。

日程第4「一般質問」を行います。

質問を許します。14番、佐藤文子君。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、14番。

議員 (佐藤文子君)

私はまず第6期介護保険事業計画にあたって2点を質問したいと思います。

最初に1号被保険者介護保険料の引下げを求める立場から質問いたします。

来年から第6期介護保険事業計画が始まるわけですがけれども、介護保険料は介護給付費と準備基金を活用し住民負担軽減を図るようにとの監査委員の25年度決算における監査委員の意見のとおりには是非とも引下げるべきというわけでありましてけれども、6期計画での保険料はどのようになるのか合わせて見解を伺いたいと思います。

二つ目には、特別養護老人ホームの増設について求めたいと思います。

介護サービス給付費は25年度決算では24年度の決算よりも約8億円の増となっております。増額分の9割が居宅介護サービスと地域密着型給付費の増で占めているわけでありまして。これの背景にはショートステイ施設やグループホーム等の利用の増加が考えられますけれども、特別養護老人ホームへの入所希望者の方々が、特養がないためにその受け皿となっているというふうなそういったケースが以前として増えているのではないかと考えます。このことは絶対的に特別養護老人ホームが足りないというふうなことなんじゃないかと思っておりますので、第6期介護保険事業計画におきましては特別養護老人ホームの増床、施設増、是非とも検討してほしいと思うわけでありましてけれども、現在の特別養護老人ホームの待機者の数と合わせて見解を伺いたいと思います。2点、よろしく願いいたします。

議長 (橋村誠君)

答弁を求めます。藤井介護保険事務所長。

介護所長 (藤井直樹君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、所長。

介護所長 (藤井直樹君)

それでは佐藤文子議員のご質問にお答え致します。

平成27年度から平成29年度までの3カ年にわたる第6期介護保険事業計画について現在策定作業中ではありますが、医療法と介護保険法の改正を一体化した「地域における医療・介護総合確保推進法」によって、介護保険では「地域包括ケアシステム」の構築のため「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」「生活支援サービ

スの整備」等に取り組み、後期高齢者が増加する2025年のサービス水準や給付費を見据え、保険料水準等を策定することとなります。

佐藤議員の一つ目の質問にあります、第6期の保険料基準額についてであります。保険給付額は、高齢者数の増加に伴い要介護、要支援者の増加、サービス基盤の整備による利用数量の増加で年々増加しております。第6期介護保険事業計画では、第1号被保険者の負担割合の増加を1%、計画期間内の施設整備等の見込みや新たな日常生活支援総合事業にかかる費用等を加味した上で、3年間の給付見込額を推計し、保険料額を決定することとなり、現時点では27年4月からの報酬改定額が未定であり、今後様々な要素により変動することが予想されますが、現行の5千880円を上回ると思っております。しかし、議員のご意見のとおり介護給付費等準備基金の取崩により、可能な限り増加分を圧縮し、保険料の軽減を図って参りたいと考えております。

また、この準備基金の取崩に関しましては、この後12月と1月に開催する介護保険事業計画策定委員会でご意見とご助言を頂きながら最終調整し、進めて参りたいと考えております。

次に、二つ目のご質問であります、特別養護老人ホームの待機者数と第6期介護保険事業計画における特養の増床数についてであります。

はじめに、議員からご指摘のありました「平成25年度の給付費が前年度比較でショートステイ、グループホームの伸びが大きく、特養入所希望者の受け皿となっていないか」ということですが、グループホームに関しては、第5期計画で美郷町に18床のグループホームを新設したことによる増額分で、ショートステイにつきましては、平成23年度下半期に約200床増床し、この利用が24年度、25年度と大きく伸びたことにより、給付費が増額となったものであり、全てが特養待機者に関連があるものではないと考えております。

次に秋田県が調査しております「介護保険施設入所申込者数調べ」平成26年4月1日現在のデータによりますと、当圏域の特養の待機者は747人で、うち介護度の重い4・5の方々は、402人であり、前年度から全体では66人、うち重度者は20人増加しております。

今現在ショートステイやグループホーム、介護付きや住宅型の有料老人ホーム等に入所、又は利用されている方の中には、特養への入所を望んでいる方もいると思っております。

このようなことから、構成市町と介護保険サービスの全体量や施設整備と保険料増額の相関関係も検討したうえで、第6期中に特別養護老人ホームを60床増床し、待機者の要望に応じて参りたいと考えております。以上でございます。

議長 (橋村誠君)

再質問はありませんか。

議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (橋村誠君)

はい、14番。

議 員 (佐藤文子君)

一番目の問題では、上回ると、これまでよりも第5期よりも介護保険料が上回る可能性が高いというような答弁でありまして、増加幅を少しでも圧縮するために基金取崩を検討していきたいというような話でしたけれども、いずれ、高齢者のみなさまの年金受給額が非常に下がってきているというふうなこと、それから消費税増税に伴う出費の影響等もありまして高齢者の所得が悪化しているというふうな状況から見て、これ以上の保険料の値上げということは極力避けさせていただきたいというふうなことで、増加幅を圧縮するという立場よりも、是非とも基準額を引下げる立場で検討していただきたいということをお願いしたいと思います。

二番目の方は、特別養護老人ホームに入りたいという方々、経済的事情あるいは介護付き高齢者住宅等への入所者の中には、お金のある方々はそういった所の利用も可能であるわけでありましてけれども、やっぱり特養の利用が非常に金銭的にも助かるというふうなこと、それから、ショートステイの利用料が特養に入るよりもなお安くできるというようなこともあって、結局このショートステイがどんどんどんどんできていくというふうなことのようでありましてけれども、いずれそうした重度の介護者の方々が経済的な事情から入りたくても入れない、そうした状況を少しでも改善していくということで、特養が絶対的に足りないという認識を私は変わらず持っているわけでありましてけれども、是非ともそうした方向で検討していただきたいというものだなと要望としてお願いしておきます。答弁はよろしいです。

議 長 (橋村誠君)

答弁はいいですか。

議 員 (佐藤文子君)

よろしいです。

議 長 (橋村誠君)

わかりました。

これにて、質問を終わります。

日程第5「議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

日程第6「議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (橋村誠君)

はい、局長。

事務局長 (堂本義則君)

それでは、議案第18号と議案第19号を一括してご説明申し上げます。

議案説明資料を合わせてご覧いただきたいと思います。

はじめに、「議案第18号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、平成26年度人事院勧告に基づき、給料表・通勤手当・勤勉手当・地域手当・単身赴任手当の改定を行うものであります。

はじめに給料表の改定についてであります。

平成26年度改定として、民間給与との0.27%の較差を埋めるため、若年層に重点を置き、平均0.3%の引上げ改定を行うものであります。特に初任給については民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2千円を上げるものであります。

また、平成27年度の給料表改定につきましては、民間給与水準が低い地域で、公務員給与が民間を上回る状況であり、これを是正するため、平均2%の引下げ改定を行い、50歳台後半の職員が多く在職する高位の号俸は、最大4%程度の引下げ改定を行うものであります。なお、1級の全号俸及び2級の初任給は引下げを行わないものとするものであります。

次に、通勤手当の改定についてであります。

交通用具使用者、自家用車等を使って通勤している人でございますが、この通勤手当について民間の支給状況等を踏まえ、使用距離の区分に応じ、100円から7千100円までの幅で引上げを行うものであります。

次に、勤勉手当の支給割合の改定についてであります。

平成26年度改定として、一般職が年間支給月数「1.35カ月」から「0.15カ月」引上げて「1.5カ月」とし、再任用職員が「0.65カ月」から「0.05カ月」引上げて「0.7カ月」とするものであり、今年度は12月支給分を上げるものであります。

また、平成27年度改定としまして、一般職及び再任用職員とも年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

次に、地域手当及び単身赴任手当の改定についてであります。

地域手当においては、級地区分を1区分増設し支給割合を引上げるものであり、単身赴任手当においても手当額を引上げるものであります。この2つの手当は、今後3年間で段階的に引上げられるものであります。

施行日でございますが、給料表及び通勤手当の改定は平成26年4月1日からとし、本年12月支給の勤勉手当につきましては、算定基準日であります平成26年12月1日とし、来年6月以降の勤勉手当の支給割合の変更、地域手当及び単身赴任手当の改定につきましては平成27年4月1日からとしております。

なお、経過措置といたしまして、給与制度の総合的見直しとして実施する平成27年4月からの給料の引き下げについては、職員の生活への影響を考慮し、激変を緩和するため、5年間の現給保障をする経過措置を設けております。

次に「議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、当組合の専任副管理者の期末手当の支給割合を引上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

当組合の専任の副管理者の給与は、大仙市の常勤監査委員に合わせることでありますが、大仙市において人事院勧告に準じ引上げ改定が行われることから、大仙市に倣い、期末手当の年間支給月数を「3.00カ月」から「0.10カ月」引上げて、「3.10カ月」とするものであります。

また、平成27年度改定としまして、一般職と同様、年間の支給月数に変更はございませんが、6月と12月の支給割合を変更するものであります。

施行日につきましては、同じく基準日の平成26年12月1日からとしており、来年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、平成27年4月1日からとするものであります。

以上議案第18号と議案第19号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋村誠君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第20号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)」

日程第8「議案第21号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。堂本事務局長。

事務局長

(堂本義則君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい、局長。

事務局長

(堂本義則君)

議案第20号と第21号の平成26年度11月補正予算について、ご説明申し上げます。

議案説明資料5ページの総括表をご覧願います。

今回の補正予算につきましては、一般会計では2款総務費、4款衛生費、5款消防費が人事異動と人事院勧告による人件費で1千9万3千円の増額、介護保険特別会計が人件費と平成27年度の介護保険制度改正に対応するシステム改修の委託料で1千425万4千円の増額であります。合計では2千434万7千円の増額となり、補正後の予算総額を207億8千480万8千円とするものであります。

はじめに、議案第20号 平成26年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は1ページ、議案説明資料は6ページとなります。

今回の補正は、総務費と衛生費は増額補正、消防費については組替と増額補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千9万3千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ36億9千74万9千円とするものであります。

予算の内容につきまして歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

7款繰越金は、1千9万3千円の増額であり、歳出の総務費、衛生費、消防費の増額分の財源として、前年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページからとなります。

2款総務費1項1目一般管理費は118万9千円の増額であります。これは、事務局管理課職員の人事異動と人事院勧告の実施に伴い、給料と職員手当、共済費の人件費に不足が生じることから、これを増額するものであります。

4款衛生費1項1目斎場費も、一般管理費と同様に、斎場職員の人事院勧告の実施に伴い、人件費を39万7千円増額するものであります。

5款消防費1項1目常備消防費は、人事院勧告等による人件費の不足分を不用額が見込まれる他の人件費から組み替えることと、2目施設整備費の備品購入費において、車両購入契約差額によって生じた不用額1千478万4千円を人件費に組替、なお不足する850万7千円を増額するものであります。

次に、議案第21号 平成26年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書は12ページ、議案説明資料は7ページとなります。

今回の補正は、総務費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千425万4千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ170億9千405万9千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は17ページとなります。

9款繰越金は1千425万4千円の増額であり、総務費に計上した増額分の財源として、前年度繰越金を充当するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は18ページとなります。

1款総務費1項1目一般管理費は1千425万4千円の増額であります。これは一般会計と同様に、人事異動と人事院勧告の実施に伴う人件費の不足分233万4千円と、平成27年4月からの介護保険制度改正に対応するシステム改修の委託料1千192万円、合わせて1千425万4千円を増額するものであります。

以上、議案第20号及び第21号の平成26年度11月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長

(橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第21号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第22号 平成25年度 決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。元吉副管理者。

副管理者

(元吉峯夫君)

はい、議長。

議長

(橋村誠君)

はい、副管理者。

副管理者

(元吉峯夫君)

「議案第22号 平成25年度 決算の認定について」をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と介護保険特別会計の平成25年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成25年度大曲仙北広域市町村圏組一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであります。去る9月17日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊の監査委員から提出されました審査意見書のとおりであります。

それでは、議案説明資料9ページの歳入歳出決算総括表をご覧頂きたいと存じます。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額37億7千781万円に対し、収入済額が36億7千223万5千320円であり、予算現額との比較では1億557万4千680円の減となっております。この減収の要因であります。昨年度から繰越明許をした消防救急デジタル無線設備整備の事業費が確定したことにより、市町負担金と国庫支出金が減額となったためであります。

一方、歳出は、支出済額が36億5千705万553円で、予算に対する執行率は

96.8%、不用額は1億2千75万9千447円、歳入歳出差引額は1千518万4千767円となっております。

歳出では、人件費が55.9%を占めているほか、主な事業としては、10ページに記載のとおり、斎場費における火葬炉等設備補修工事費857万9千円や南部斎場の屋根防水等改修工事費641万6千円、新火葬場の移転改築事業の実施設計業務委託、設計監理・工事監理業務委託、造成工事等で2千335万円となっております。また消防費については、補助事業では消防救急デジタル無線整備事業費で9億1千990万5千円、角館消防署の仮眠室増改築事業費3千107万7千円、南分署のCD-I型消防ポンプ自動車購入費2千803万5千円、角館消防署と南分署の高規格救急自動車2台の購入費5千645万円、大曲消防署と中仙分署の自動体外式除細動器購入費141万2千円となっております。

9ページの総括表にお戻り願いたいと思います。

介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額165億3千718万3千円に対し、収入済額が165億9千91万8千268円であり、予算現額との比較で5千373万5千268円の増となっているほか、不納欠損額が1千551万7千515円、収入未済額が5千843万9千920円あります。なお、収入未済額は全額介護保険料であります。

歳出は、支出済額が162億4千271万706円で、執行率98.2%、不用額は2億9千447万2千294円であり、歳入歳出差引額は3億4千820万7千562円となっております。

歳出の主な内訳は、介護給付費が全体の約95%を占めるほか、介護予防を中心とする地域支援事業や基金積立金等が主なものであります。また、主な事業としては、補助事業で、介護保険システム改修業務委託、314万8千円となっております。

歳入歳出差引額の内訳であります。この中には保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成26年度において国、県、支払基金に対して約9千100万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付費財源約2億円などが含まれていることから、実質的な翌年度への繰越額は5千300万円ほどとなるものであります。

24年度と比較しますと、歳入で約6億3千600万円、4.0%の増、歳出でも約6億3千200万円、4.0%の増であります。これは、短期入所をはじめ、介護付き有料老人ホーム、訪問介護等のサービスの伸びによる保険給付費の増に伴い、歳入歳出ともに増額となったものであります。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が202億6千315万3千588円、支出済額が198億9千976万1千259円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.2%、歳入歳出差引額は3億6千339万2千329円となり、同額が翌年度に繰越となるものであります。

次に、11ページをご覧くださいと思います。組合の公債費の状況であります。25年度中の元利償還金額は8千35万4千989円であり、決算年度末未償還元金の額は3億2千397万1千856円であり、これは全て消防関係の事業債であ

ります。

12ページは、財政調整基金の内訳であります。

平成24年度末現在高は1億5千565万9千128円で、25年度中の取崩額が1億1千557万6千719円、積立額は1億1千799万719円となっており、25年度末の現在高は1億5千807万3千128円であります。

13ページと14ページは、不用額の内訳であります。

一般会計と特別会計を合わせまして不用額4億1千523万1千741円のうち、主なものは、一般会計では消防のデジタル無線設備整備事業費で1億753万1千円、特別会計では保険給付費2億3千539万4千531円、地域支援事業費4千169万68円等となっております。

以上で平成25年度決算の概要説明を終わりますが、介護保険料につきましては、不納欠損額は前年度と比較し78万円ほど減少しておりますが、収入未済額は前年度と比較し407万円ほどの増となっております。これからも負担の公平を保つよう、今後も可能な限り未納解消に努めるとともに、引き続き介護保険制度の周知についても取り組んでまいりたいと存じます。

以上、平成25年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・介護保険特別会計の決算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 (橋村誠君)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第22号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。これにて平成26年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。